議会レポート 6月議会

町議会第2回定例会（6月議会）が、6月2日から12日までの11日間の会期で開かれ、16議案・1動議の審議が行われました。

問 議会事務局（☎581・2121内線341・342）

委員会構成

常任委員会および各委員会の正副委員長など、新たな構成が次のように決まりました。（◎委員長、○副委員長）

◇総務経済常任委員会（定数8人）
◎保泉周平・○権田孝史
吉澤康広・大澤博・津久井康雄
峯岸克明・佐藤理美・原口孝

◇文教厚生常任委員会（定数8人）
◎笠原則夫・○大北久勝
中嶋文雄・鈴木詠子・岡本安明
稲山良文・田母神節子・吉田正美

◇議会運営委員会（定数6人）
◎原口孝・○吉田正美
保泉周平・笠原則夫・佐藤理美
稲山良文

◇議会広報広聴特別委員会（定数8人）
◎鈴木詠子・○笠原則夫
権田孝史・保泉周平・大北久勝
大澤博・原口孝・田母神節子

人事案件

◇寄居町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意（2件）

説明 任期満了に伴い、藤野晃一さん（中町）、中澤一雄さん（用土6）を引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任することに対して、議会の同意を求めたものです。

⇩2議案とも原案に同意

◇人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

説明 任期満了に伴い、荒田曽乃子さん（本町）を引き続き人権擁護委員として法務大臣に推薦することに対して、議会の意見を求めたものです。

⇩原案どおり可決

専決処分の承認

◇寄居町税条例等の一部改正
◇寄居町都市計画税条例の一部改正
◇寄居町国民健康保険税条例の一部改正

説明 法改正に伴い、関連する町条例の一部を改正した専決処分について、承認を求めたものです。

⇩3議案とも原案を承認

◇寄居町一般会計補正予算（専決第1号）
◇寄居町一般会計補正予算（専決第2号）

説明 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る経費について、所要額の補正を行った専決処分の承認を求めたものです。

⇩2議案とも原案を承認

◇寄居町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）

⇩原案を承認

条例の一部改正

◇寄居町後期高齢者医療に関する条例の一部改正
◇寄居町国民健康保険条例の一部改正
◇寄居町固定資産評価審査委員会条例の一部改正

説明 法改正等に伴い、関連する町条例の一部を改正したものです。

⇩3議案とも原案どおり可決

令和2年度補正予算

◇寄居町一般会計補正予算（第1号）
◇寄居町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

説明 補正額は別表のとおりです。

⇩2議案とも原案どおり可決

その他

◇財産の減額貸付
◇埼玉県市町村総合事務組合の規約変更

⇩2議案とも原案どおり可決

◇副議長の不信任動議

⇩賛成多数により可決

▶6月議会で可決された会計別補正予算　（単位：千円）

区分	補正前の額	補 正 額	総額
一般会計	14,992,385	85,492	15,077,877
国民健康保険特別会計	3,727,623	934	3,728,557

ありがとう善意の寄附

次の方々から寄附をいただきました。皆さんの善意に感謝し、ご報告します。

【新型コロナウイルス感染症対策のため】

▼薬用ハンドソープ3個およびハンドジェル24本
＝一般社団法人　深谷青年会議所
理事長　四ツ井　裕明　様

▼サージカルマスク5000枚
＝株式会社興和商会
代表取締役社長　曲川　勝博　様

▼マスク2000枚
＝大島不動産株式会社
代表取締役　久志本　秀人　様
＝株式会社 アールディーシー
代表取締役社長　久志本　京子　様

▼金100万円
＝株式会社TKC
代表取締役社長　飯塚　真規　様

▼防護マスクN-95 80枚
＝北陸軽金属工業株式会社
代表取締役社長　佐々木　毅　様

▼消毒液 120本
＝寄居町商工会青年部
部長　土師　賢一　様

▼不織布マスク3000枚
＝株式会社豊昇
代表取締役社長　田中　智行　様

▼布マスク124枚
＝吉野　莉音　様

▼アクリル仕切板20枚
＝寄居花園液化石油ガス保安事業協同組合
代表理事　中川　武　様

▼アクリル仕切板11枚
＝アート・コア株式会社
代表取締役　安齋　治一郎　様

▼金10万円
＝峯岸　秀典　様

【オリックス資源循環子ども未来基金の財源として】

▼金811万円
＝オリックス資源循環株式会社
代表取締役　花井　薫一　様

【保育所の衛生管理のため】

▼消毒液48本
＝建設埼玉寄居地区本部青年部
部長　寺島　暢宏　様

【学校教育のため】

▼消毒液48本
＝建設埼玉寄居地区本部青年部
部長　寺島　暢宏　様

▼子供用玩具140個
＝河田　幸男　様

【環境整備分野の推進のため】

▼金447万1000円
＝株式会社サイサン
代表取締役社長　川本　武彦　様

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します！

国では、ひとり親世帯の新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します。

基本給付

▶給付対象／①～③のいずれかに該当する方
①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
※児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります。
②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
※公的年金等とは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金等です。
※既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額、または一部停止されたと推測される方も対象となります。
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当が支給されている方と同じ水準となっている方

▶給付額
1世帯 5万円　第2子以降の児童1人につき 3万円

追加給付

▶給付対象
基本給付の対象者で①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

▶給付額　1世帯 5万円

申請方法

基本給付①の方
申請は不要です。8月ごろ、児童扶養手当が支給されている登録口座へ振り込みます。

基本給付②と③の方・追加給付の方
子育て支援課へ申請してください。

問 子育て支援課（☎581・2121内線204）

厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター」☎0120・400・903（平日 9：00～18：00）